

京都市告示第245号

生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による医療支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）のための医療及び施術を担当する機関を、生活保護法第51条第2項（中国残留邦人等支援法第14条第4項（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により指定を取り消しました。

平成23年9月13日

京都市長 門川大作

施術者取消し

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	取消年月日
篠原 孝弘	篠原治療院	中京区間ノ町通押小路上 る鍵屋町481番地の4 プチパレス烏丸御池1階	平成23年9月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)